

「みやざきモデル」普及推進事業に係る 公募型プロポーザル企画提案審査基準

1 審査項目・審査基準・配点

審査は、100点満点として、次のように審査項目別に配点する。

審査項目		審査内容	配点
全体的な要件	業務理解度	・本事業の趣旨について十分に理解し、事業目的に沿った提案がなされているか	20
企画・制作内容	企画提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・広報グッズ、CM等のデザインが効果的な内容となっているか。 ・啓発のための広報グッズの作成が効果的な内容となっているか。 ・啓発のための広報グッズを効果的に配布できる場所へ配送・配達ができるか。 ・啓発のためのCMが効果的な内容となっているか。 ・提案内容が、単なるみやざきモデルの周知に止まらず、感染拡大防止に対する県民や事業者の取組意欲を喚起するような工夫がなされているか。 	各10 合計50
事業実施	業務体制・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施のスケジュールが妥当なものか ・事業目的を達成するために必要なノウハウや体制が確保されているか ・作業内容の変更に対する柔軟性があるか 	10
その他	追加提案等 経費見積	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に記載された事項以外で、有益な提案があるか ・予算の範囲内であり、積算内訳及び根拠が明確に示されているか ・仕様書に掲げた業務経費が全て計上されているか。 ・提案された業務規模と経費見積が大きくかけ離れていないか。 ・過剰な経費見積となっていないか。 	20

2 評価点数

評価の際には、項目毎の審査基準を参考とし、審査項目毎に5段階で評価を行う。
その際、要求水準を基準として、それよりもどの程度優れているか、又は劣っているかを判断する。評価にはそれぞれが対応する点数を設けて当該項目の得点とする。

<評価→配点10点の場合の点数／配点20点の場合の点数>

- 大変優れている → 10 / 20
- 優れている → 8 / 16
- 普通 → 6 / 12
- 劣る → 4 / 8
- 大変劣る → 2 / 4
- 未記入・未提出 → 0 / 0

3 受託候補者の選定について

委員の採点により、以下の条件により選定する。

- ①過半数を超える委員から最高順位を得た者。
- ②①により決しない場合、全委員の合計得点が最高得点の者。
- ③②が複数いる場合、企画・制作内容の評価点の合計が最も高い者。
- ④③が複数いる場合、提案金額の最も安価な者。